

誓 約 書

この申請にあたり、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）から自家用自動車の一時輸入に関する通関条約ならびにこれに関する日本国法令に基づき、裏面に記載の自動車（以下「自動車」といい、付属部品を含む。）について発行される通関手帳（以下「カルネ」という。）の交付をしていただく以上は、私は自動車の所有者としてまたは適法に所有者より委任をうけた代理人として、以下の事項につき同意のうえ厳守し、カルネの使用によって発生する債務についても、私及び保証人が連帯して全て履行いたします。

1. カルネ名義人または保証人に対し、JAF およびその関係団体より、カルネの使用に伴って外国税関当局より要求されることのある関税違約金および諸費用等の請求があった場合は、ただちに納付すること。
- 2-1. カルネ名義人は JAF の書面または FAX による同意なくして、カルネに係る自動車を売買、貸与ならびに廃棄等しないこと。
- 2-2. カルネを発行団体に返却するまでは、自動車に対しいかなる改変も加えないこと。但し、税関当局から適切な許可を事前に取得している時はこの限りではない。
- 2-3. カルネ名義人は旅行しようとしている国々において、その国で施行されている関税関係各法等に従ってカルネを使用すること。カルネの保証のもとに一時輸入する国において、当該一時輸入にかかる用途以外にカルネを使用しないこと。
- 2-4. カルネの保証のもとに一時輸入した自動車は、カルネの有効期間内あるいは訪問国の税関が許可した期間内に必ず輸出すること。また、カルネ使用後または有効期間満了後は、当該カルネに係る車両を日本へ持ち帰ること。
- 2-5. カルネ名義人が JAF の同意なくして上記 2-1 から 2-4 の規定に反した場合、カルネ名義人および保証人は JAF が被る損害の一切を賠償するとともに、外国税関当局等から関税違約金等を請求される可能性を考慮して JAF が適当と判断するまで担保を含む預り金の返却は行われないうえに同意すること。
3. カルネ名義人は、カルネあるいは自動車を盗難その他事故または没収によって亡失した場合は、その場所に拘わらず直ちに JAF に通知するとともに、第三者がカルネあるいは自動車を使用することによって発生する JAF の蒙る損害について理由の如何に拘わらずカルネ名義人および保証人が連帯してこれを賠償すること。
- 4-1. カルネの有効期限の延長は、原則的には認められていないが、延長を希望する場合はカルネの有効期間が完了する一カ月前までにカルネ名義人が訪問国の保証団体または税関に申請を行なうこと。また、この延長には JAF および保証人の承認が必要であるので、名義人は保証人と連絡を密にし、名義人及び保証人は連絡先を明らかにしておくこと。
- 4-2. カルネ有効期間延長手続き完了後、カルネ名義人は遅滞なく当該カルネ表紙およびその裏面を Eメール又は FAX 等で JAF に送付すること。
5. カルネ名義人は、JAF の書面あるいは FAX による同意なくしてカルネ申請時に提出した旅行計画書に記載されている訪問国を変更しないこと。訪問国を変更した場合、これによって発生する JAF の蒙る被害一切についてカルネ名義人および保証人が連帯して賠償すること。
6. カルネの継続発行については、JAF が適当であると認めた時に限り発行され、その申請手続きおよびそれに係る全てのカルネの返却手続きについては JAF の指示に従うこと。
- 7-1. カルネ名義人はカルネ使用終了後または有効期間満了後 3 カ月以内に当該カルネを JAF に返却すること。
- 7-2. カルネ名義人は、カルネ使用後に車両が日本に到着した時点で、カルネに記載されている車両の所在地証明用紙（カルネ内最終ページ）にその車両の所在を日本の税関によって英文で証明、検印してもらうこと。
- 7-3. カルネ名義人が上記 7-1 および 7-2 の手続きをされなかった場合には、カルネ名義人および保証人は、カルネを使用したことによって発生する全ての債務について責任を負い、これを連帯して履行し、かつ JAF が蒙る損害一切についても連帯して賠償すること。
8. JAF がカルネについて行った調整（有効期間の延長や外国税関・団体からの照会対応等）につき、同連盟から所定の手数料の支払請求があった場合には、カルネ名義人および保証人は連帯してこれを遅滞なく支払うこと。
9. カルネに係る債務が、JAF に担保として提出した現金または東京海上日動火災保険株式会社に申し込んだカルネ保証保険の保険金額に記載されている最高保証額を超える場合は、カルネ名義人および保証人はその差額を JAF からの請求後一カ月以内に連帯して支払うこと。尚、振込手数料はカルネ名義人の負担とする。
10. カルネ名義人および保証人は、カルネ使用後あるいは返却後に JAF から要求があった場合は協力すること。
11. カルネ名義人は、JAF に対する、カルネに係るあらゆる預り金（担保を含む）の返還請求権を、JAF による書面の承諾のない限り第三者に譲渡してはならないこと。
12. カルネ有効期間満了後 10 年が経過した場合には、JAF に対する、当該カルネに係るあらゆる預り金（担保を含む）の返還請求権を放棄し、JAF に対し一切の請求行為を行わないこと。
13. カルネ発行申請者は、申請を行ったあとはいかなる場合においても発行に係る諸費用の支払いをし、その返還を要求しないこと。

14. カルネ名義人および保証人は、カルネ発行申請時に JAF に提出した書類全てについて、理由の如何に拘らず一切返却されないことに同意する。
15. カルネ名義人および保証人は、自動車一時輸入書類保証保険を東京海上日動火災保険株式会社に申し込んだ場合には、カルネ発行申請書および車両に関する記載ならびに本誓約書に記載した事項（個人情報を含む）につき、東京海上日動火災保険株式会社からの閲覧の求めに応じて JAF が開示することに同意していること。
16. 訪問国の法改正等によりカルネが効力を有さなくなった場合については JAF はその責を負わないこと。
17. カルネ名義人は次の各事項を承諾することとする。
1. カルネについて関税違約金等を免除されるため、又は調整手続き上必要とされるすべての処置をとるため、かつその実効を得るための全権を JAF に委任すること。この全権は自動車をその登録されている国に返還するためのあるいは税関に引き渡す（このための諸費用は私が負担します）ため等の自動車の処分権限に及ぶものとする。
 2. 私が JAF に支払うべき諸費用その他支払い金を、請求から一か月以内に支払わない場合は、私の自動車もしくはそれに相当する物件、ならびに提出した担保の所有権を JAF が取得し、その支払いに充てることができるものとする。
 3. 本件に関し紛争を生じた場合の管轄裁判所は一般社団法人日本自動車連盟本部の所在地の管轄裁判所とすること。
 4. カルネ発行ならびに使用の際に私が記入および署名を行ったあるいは提出した書類は、すべて真正なものであること。
 5. 私はこの誓約書の写し一部を受領していること。
18. 自動車検査証の有効期間が満了した後外国において自動車を運行した場合、外国の警察、税関その他関係当局により違法と判断され、法的処分を受けるおそれがあること、またカルネが使用できないおそれがあることを理解し承諾していること。自動車検査証の有効期間満了後に自動車を運行したことに起因して法的処分を受け、またカルネが使用できなかった場合について JAF はその責を負わないこと。
19. 個人情報の取扱いについて
 [個人情報保護管理者] 本部総務部長 [利用目的] カルネ発行申請に係わる業務のため [第三者提供について] 本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。[委託について] 取扱いの全部または一部を委託する場合があります [開示等について] 国際課カルネ担当までお問合せください [注意事項] 必要事項をご記入いただけない場合、カルネ発行申請をお受けできない場合があります

上記の事項につき同意のうえ厳守し、カルネの使用によって発生する債務についても、私及び保証人が連帯して全て履行いたします。

_____年_____月_____日

車両内容

登録番号 _____
 メーカー名 _____
 車名 _____
 車台番号 _____

カルネ名義人

住所 _____
 氏名 _____

保証人 1

住所 _____
 氏名 _____

保証人 2

住所 _____
 氏名 _____

注) カルネ名義人が未成年の場合は親権者二名が記入すること。親権者が一名の場合は、当該親権者一名を含む二名の保証人が記入すること。